

大和市産後健康診査事業手引き

1、目的、概要

産後うつ予防や、新生児への虐待予防等を図る観点から産後 2 週間、産後 1 か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）にかかる費用を助成します。

2、健診項目

- ① 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- ② 診察（子宮復古状態、悪露、乳房の状態等）
- ③ 体重、血圧測定
- ④ 尿検査（蛋白、糖）
- ⑤ 産後 2 週間、1 か月健康診査時の「エジンバラ産後うつ病質問票」による精神状態の把握
（「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施していない場合は請求できませんのでご注意ください）

3、対象者

大和市に住民登録がある産婦。

対象者 1 人につき 2 回としそれぞれの受診時期は以下のとおりとします。

- ・ 1 回目 産後 2 週間（おおむね産後 5 日から 21 日）
- ・ 2 回目 産後 1 か月（おおむね産後 22 日から 60 日）

4、実施方法

- ・ 大和市産後健康診査補助券の提出を受けたら上記健康診査を行い、その結果を産後健康診査費用補助券及び母子健康手帳（P15 出産後の母体の経過）に記録してください。
- ・ 健康診査の結果、医療を要すると判断された場合、産婦に医療が適切に行われるよう指導してください。
- ・ 市の支援が必要と認められた場合、健康診査後市へ連絡し、「大和市産後健診母子保健リスクアセスメントシート」または任意の継続支援依頼書を提出してください。

5、「エジンバラ産後うつ病質問票」の使用方法について

- ・ 「エジンバラ産後うつ病質問票」（以下「EPDS」という）は産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されました。
- ・ 項目は 10 項目で 0, 1, 2, 3 点の 4 件法の産婦による自己記入質問票で、うつ病によく見られる症状を、わかりやすい質問にしたものです。簡便で国内外で最も広く使用されている質問票です。合計が 30 点満点であり、わが国では 9 点以上をうつ病としてスクリーニングしていきます。
- ・ EPDS は各質問に産婦が自分で回答します。問題が生じた時期に関係なく、調査時 1 週間の状態を知るスクリーニングです。
- ・ EPDS は産婦が記入した項目について支援者が産婦から話を聞いたり質問するきっかけとなり、産婦の抱える様々な問題を明らかにすることができます。
- ・ 記入方法
記入場所はできるかぎりプライバシーが守れるよう配慮してください。

10 項目すべての質問について、過去 7 日間の間に産婦自身が感じたことに最も近い項目に○を

付けてもらいます。産婦一人で記入してもらいます。

・採点の方法、考え方

各項目の得点（0～3点）を合計します。

9点以上は高得点になりますので、特に注意して詳細を聞き取ってください。

点数のついた項目について、どのような状況でいつから起きているのか産婦に確認をしてください。

スクリーニングであるため、9点以上であっても産後うつとは診断できず、問題がない場合もあります。また8点未満であっても産後うつの可能性がないとは判断できず、産後うつを考慮して精神科への継続支援が必要な場合もあります。

各項目で点数がついた場合、以下をチェックします。

質問項目1～3：過去の精神疾患、服薬、気質

質問項目4～6：不安、負荷の確認と対応

質問項目7～9：うつ

質問項目10：自殺企図

6、費用の請求について

①貴院が神奈川県産科婦人科医会と契約済みで健康診査費用が5,000円以上の場合。

1回の受診につき5,000円を超えた額については、産婦本人から徴収してください。

1件5,000円を翌月10日までに神奈川県産科婦人科医会へ報告、請求してください。

請求に関することは「神奈川県産科婦人科医会」になります。

〒231-0037

横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階 TEL 045-242-4867

②貴院が神奈川県産科婦人科医会と契約していない、または健康診査費用が5,000円未満の場合。

産婦本人から全額徴収し領収書を発行してください。（産婦は市への還付請求をすることができます）

7、大和市産後健康診査で使用する「産後健診の手引き」「大和市産後健診母子保健リスクアセスメントシート」「エジンバラ産後うつ病質問票」は令和2年4月1日からホームページに掲載します。

【URL】<http://www.city.yamato.lg.jp/web/sukusuku/sukusuku00000075.html>

大和市こども部すくすく子育て課母子保健係

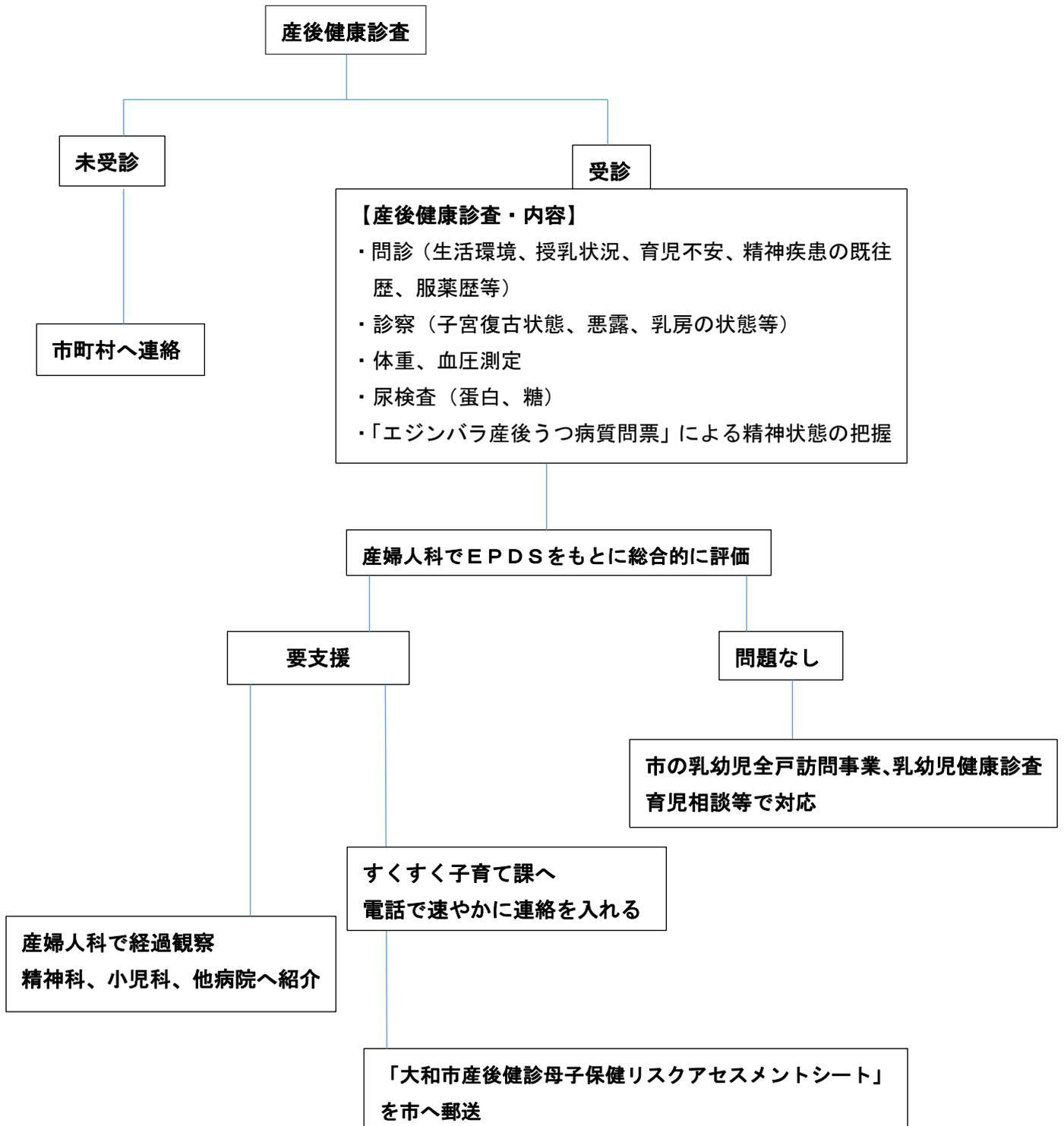
〒242-8601 大和市鶴間1-31-7

大和市保健福祉センター 2階

TEL：046-260-5609

FAX：046-264-0142

【産後健康診査事業の流れ】



【費用請求の流れ】

産後健康診査でEPDSを実施していない場合は請求できませんのでご注意ください。

エジンバラ産後うつ病質問票は医療機関、助産院で保管してください。

産婦人科医療機関

助産院

産後健康診査費用が5,000円以上の場合

産後健康診査費用が5,000円未満の場合

産後健康診査実施月の翌月10日までに提出

- ・ 大和市産後健康診査補助券
（EPDS結果が記載されているもの）
- ・ 請求書
- ・ 明細書

提出先は「神奈川県産婦人科医会」

〒231-0037

横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階

TEL 045-242-4867

FAX 045-261-3830

ホームページ

URL <http://www.kaog.jp/>

大和市すくすく子育て課へ還付申請

申請期限

出産日から1年以内

必要書類

- ① 本人名義の通帳（金融機関名、口座番号の明記されたもの）
- ② 領収書原本
- ③ 印鑑
- ④ 大和市産後健康診査補助券（EPDS結果が記載されているもの）